

厚岸町告示第35号

厚岸町農業振興地域整備計画を変更（軽微な変更）したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第12条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条（農業振興計画書等の縦覧）による変更後の厚岸町農業振興地域整備計画書及び関係図面は、厚岸町役場水産農政課において縦覧に供する。

令和7年8月6日

北海道厚岸郡厚岸町長 三 浦 克 宏

